

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

|             |                              |  |
|-------------|------------------------------|--|
| 部 課 室 等 名   | 経済部 農林水産課 管理係                |  |
| 許 認 可 等 名   | 森林経営計画の変更の認定                 |  |
| 根 拠 法 令     | 森林法                          |  |
| 根 拠 条 項     | 第12条第3項において準用する第11条第5項       |  |
| 連 絡 先       | (電話 621 - 5245)              |  |
| 審 査 基 準     | 基 準                          | 森林経営計画の変更の認定に係る審査基準については、別紙「徳島市森林経営計画事務取扱要領」の定めるとおり。 |
|             | 参 考 事 項                      |  |
|             | 設定等年月日                       | 平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)                          |
| 標 準 処 理 期 間 | 標準処理期間<br>(設定しないものについてはその理由) | 総日数 20日(休日を含む)                                       |
|             | 設定等年月日                       | 平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)                          |